

おおさかふりつ いくの し えん がっこうどうそうかいかいそく

大阪府立生野支援学校同窓会会則

だい じょう めいしやう

第1条 (名称)

ほんかい いくの し えん がっこうどうそうかい
本会は、生野支援学校同窓会といたします。

だい じょう もくてき

第2条 (目的)

ほんかい かいいん どうし しんぼく はか もくてき
本会は、会員同士の親睦を図ることを目的とします。

だい じょう かいいん

第3条 (会員)

ほんかいいん おおさかしりつ いくの ようごがっこう おおさかしりつ いくのとくべつし えん がっこう おおさかふりつ いくの
本会員は、大阪市立生野養護学校、大阪市立生野特別支援学校、大阪府立生野
し えん がっこう そつぎやうせい
支援学校の卒業生とします。

だい じょう やくいん

第4条 (役員)

ほんかい つぎ やくいん
本会には、次の役員をおきます。

かい ちやう めい	
会 長	1名
めい よ かいちやう めい	
名誉会長	1名
かい けい めい	
会 計	1名
どうそうかいかり じゃっかんめい	
同窓会係	若干名

だい じょう やくいん せんしゆつ

第5条 (役員を選出)

やくいん そうかい せんしゆつ
役員は、総会で選出します。

- かいちやう かいいん めいせんしゆつ
1. 会長は、会員より1名選出します。
- かい だいひやう かい
会を代表し会をまとめます。
- めいよかいちやう おおさかふりつ いくの し えん がっこうちやう
2. 名誉会長は、大阪府立生野支援学校長とします。
- かいけい おおさかふりつ いくの し えん がっこう きやうしやくいん せんしゆつ
3. 会計は、大阪府立生野支援学校の教職員より選出します。
- かいひ かんり おこな
会費の管理を行います。
- どうそうかいかり おおさかふりつ いくの し えん がっこう きやうしやくいん せんしゆつ
4. 同窓会係は、大阪府立生野支援学校の教職員より選出します。
- そうかいなど えんかつ うんえい ほ さ
総会等が円滑に運営されるように補佐します。

だい じょう やくいん にん き

第6条 (役員の任期)

やくいん にん き ねん さいにん
役員の任期は、2年とし再任をさまたげません。

だい じょう そうかい

第7条 (総会)

まいとし かいそうかい ひら やくいんかいせん ぎやう じ など おこな
毎年1回総会を開き役員改選、行事等を行います。

ひつやう りん じ そうかい ひら
ただし、必要のあるときは臨時総会を開くことができます。

だい じょう きけつ

第8条 (議決)

そうかい きけつ しゅつせきかいいん かはんすう
総会の議決は、出席会員の過半数とします。

だい じょう かいけい

第9条 (会計)

ほんかい かいいん かいひ および き ふ うんえい
本会は、会員の会費及び寄付をもって運営します。

ひつやう おう りん じ かい ひ あつ
ただし、必要に応じて臨時に会費を集めることができます。

だい じょう かいそく へんこう

第10条 (会則の変更)

かいそく へんこう そうかい おこな
会則の変更は総会で行います。

ふ そく
付則

かいそく へいせい ねん がつ にち し こう
この会則は平成29年5月21日より施行します。

かいそく れいわ ねん がついつかい ちぶかいせい
この会則は令和7年10月5日一部改正

れんらくさき
連絡先

おおさかふりつ いくの し えん がっこう
大阪府立生野支援学校

〒544-0014 おおさかふおおさかし いくの ぐたつみひがし
大阪府大阪市生野区 巽 東 4-2-47

☎06-6758-3784